

平成 29 年 6 月 30 日

福岡中央銀行

お客様各位

### 証書貸付に係る完済証書の取扱いについて

当行では、これまで証書貸付をご利用いただいているお客様が最終期日に約定により完済された場合、ご融資の際に差入れていただいた「金銭消費貸借契約証書」等につきましては、お客様へ直接郵便により返却してまいりました。

今般、当行において業務の見直しを検討した結果、甚だ勝手ではございますが、平成 29 年 7 月 3 日（月）以降、最終期日に約定により完済された「金銭消費貸借契約証書」につきましては、当行にて完済の日から 5 年間保管したのち、責任を持って破棄処分する扱いに変更致します。

完済された「金銭消費貸借契約証書」が必要なお客様には、お預かり期間内であればお申出により、営業店窓口にて返却致します。

以 上